

# 福 利 厚 生

## 第 1 節 概 要

教職員の福利厚生については、教職員の生活安定と福祉向上を目指して、県教育委員会、公立学校共済組合、(財)福島県教職員互助会の三者が緊密な連携を保ちながら、各種事業を実施してきた。

特に今年度は、教職員の生涯生活設計に合わせた資金作りを進めるため、「勤労者財産形成貯蓄制度」を導入することとし、昭和62年3月分給料より控除預入を開始した。

なお、初回の申込件数は、16,622件であった。

短期給付事業については、昭和61年4月1日から、地方公務員等共済組合法等の一部改正により、出産費、配偶者出産費、埋葬料、家族埋葬料、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金(同附加金)の給付額が掛金の標準となった給料の1月分(災害見舞金等の場合は、0.5～3月分)に1.25(特別職及び教育長は1)を乗じて得た額とされた。

また、昭和61年5月1日から、高額療養費の自己負担限度額が5万4,000円に、昭和62年1月1日から、老人保健法の一部改正により、一部負担金が外来1月につき800円、入院1日につき400円(無期限)にそれぞれ引上げられたが、附加給付等があるので、実質的には自己負担の増額はなかった。

なお、被扶養者の認定基準の改正も行われ、公的年金等の受給者の所得限度額が140万円から150万円へ引上げられ、公的年金受給者(障害を支給事由とする者を除く)の年齢基準が65歳以上から60歳以上に下げられた。

福祉、厚生事業について、教職員の健康管理を最重点事業として、成人病予防検診の決め手である人間ドック、婦人科検診、へき地教職員健康診断の充実を図った。

また、教職員が実年後、豊かな生活設計に資するため、生活設計講座を2市で開催した。

貸付事業については、福祉事業の一環として組合員の臨時の支出に要する資金の貸付を行い多くの組合員に利用されており、貸付条件の緩和、貸付限度額の引上げ等の改善を図っている。

教職員住宅の整備については市町村教職員住宅を公立学校共済組合資金により2市町に2戸建設された。

長期給付事業については、恩給の年額が昭和61年7月1日から改定され、平均約5.3%の増額と普通恩給等の最低保障の改善などがなされた。また、退職年金は、地方公務員等共済組合法等の一部が改正され、地方公務員共済組合員にも基礎年金の制度を適用するとともに地方公務員共済年金は、厚生年金と同様、給料比例の年金給付を行う制度にする等の改正措置が講じられ、昭和61年4月1日から施行された。改正に伴い、既裁定年金に係る年金額についても、4月1日において裁定替が行われた。

## 第 2 節 退 職 給 付

昭和61年度の教職員等に対する退職給付等の執行状況は、次のとおりである。

### 1 恩 給

#### (1) 恩給の支給及び受給者の管理

##### ① 支給人員及び支給額

普通恩給等の支給人員及び支給額は、次のとおりである。

学 校 種 別	普 通 恩 給		扶 助 料		退 隠 料		遺 族 扶 助 料		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
小 学 校	753	1,215,633	651	707,388	25	27,639	7	4,383	1,436	1,955,043
中 学 校	205	439,327	226	264,367	16	18,286	6	3,434	453	725,414
高 等 学 校	—	—	—	—	4	5,666	7	6,180	11	11,846
盲・ろう学校	2	3,233	3	4,272	1	457	—	—	6	7,962
教育庁・その他	21	23,744	31	27,028	2	1,274	2	1,293	56	53,339
計	981	1,681,937	911	1,003,055	48	53,322	22	15,290	1,962	2,753,604